

こどもエコすまい支援事業を行う者に対する補助事業の募集についての質問と回答

令和4年12月1日公開

1 事業期間について

Q：こどもエコすまい支援事業について、公募説明書上の事業期間は「令和4年度から令和5年度」と記載がある。一方、本事業の完了報告期限については、「遅くとも令和8年2月末」となっているが、本公募における事業の事業期間としては、令和5年度までを想定しておけばよく、令和6年度以降においては、別途公募等が行われることになるのか。

A：公募説明上の事業期間は、補助金の交付申請、交付決定及び支払い等に係る期間であり、関連する事務費が別途措置されることを前提として、令和6年度以降行われる完了報告の受付及び審査に係る事務事業等も、本公募で採択した事務事業者が行うこととします。

2 事業者・型番登録について

Q：こどもみらい住宅支援事業に登録されている住宅事業者や補助対象となる建材・設備等の型番等に関するデータは、こどもみらい住宅支援事業事務局からこどもエコすまい支援事業事務局に引き継がれるのか。

A：その予定です。ただし、事業者から辞退の申し出があった場合を除きます。

3 データの利用権限について

Q：こどもエコすまい支援事業に登録される住宅事業者や補助対象となる建材・設備等の型番データは誰が利用するのか。

A：国土交通省、経済産業省及び環境省並びに「こどもエコすまい支援事業」、「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業」、「断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業」及び「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」に採択された事務事業者が利用することとなる予定です。

4 他事業との連携体制について

Q：他事業との連携体制において、事業登録申請はこどもエコすまい支援事業が担い、事業者登録申請より先は、それぞれの事業ホームページへ遷移させ、事業ごとに交付申請から完了報告を行う想定か。

A：説明書に記載の通り、住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省）及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）との間で、事業者登録や補助金交付申請の一元化等を行うことを前提に、事業者登録・交付申請・完了報告をオンラインで受け付けるために必要かつ最適な方法をご提案ください。

5 広報について

Q：説明書P7における、「事業に関する基礎データの整理・分析及び制度導入による効果の検証」の基礎データとは何を指しているか。

A：交付申請状況や建材の型番登録の状況等を想定しています。

Q：制度導入による効果検証とは事業者、一般消費者に対する効果測定(例えばアンケート実施等)を想定しているか。

A：その通りです。

Q：こどもみらい住まい支援事業において、デジタル広告、新聞広告等の広報を行いましたか。

A：事務局が実施したものとしては、チラシ広告や申請者に対するIPアドレスターゲティング広告の掲出等があります。

6 様式について

Q：提案書は表紙を含めて30ページ以内か。

A：表紙を除き提案書部分で30ページ以内です。

7 対象建材・設備等の募集について

Q：対象建材・設備等の募集における第三者委員会の役割は何か。また、第三者委員会の有識者は誰が選定するのか。

A：委員会では、メーカーから登録申請された製品がこどもエコすまい支援事業の補助対象となる建材・設備の基準を満たしているかどうかについて、提出された書類に基づき判断することを想定しています。また、有識者は国においてメンバーを選定します。

8 想定される申請件数について

Q：本事業では何に基づいて新築とリフォームの申請件数をどれだけ見込んでいるか。

A：こどもみらい住宅支援事業の実績を基に、新築10万戸強、リフォーム20万戸強を想定しています。